

標準保険料率と現行税率との比較について

- ・ 県が示した市町村標準保険料率は、県内統一の算定方法による市町村間比較と標準的な「住民負担の見える化」の役割
- ・ 納付金を賄うために必要な1人当たり保険税額は、現行では71,107円、標準保険料率では70,987円
- ・ 標準保険料率と現行税率を比較すると、
 - ①所得割率は3.52%の減、被保険者均等割額は9,578円の増、世帯別平等割額は1,219円の増 → 応益負担が増
 - ②所得階層別・世帯人員別に税額試算した結果 → 標準保険料率は現行税率と比較し、中・高所得世帯は減額、低所得世帯は増額
(例)年金収入153万円、夫婦2人(ともに65才)のケース 現行税率による税額:25,500円、標準保険料率による税額:31,900円 → 6,400円の増
 - ③本市の国保加入世帯のうち約65%は法定軽減対象世帯 → 現行税率は低所得世帯への負担が少ない

区分		現行税率①	標準保険料率②	差引②-①
基礎分	所得割率	9.71%	6.84%	△ 2.87%
	被保険者均等割額	20,040円	28,412円	8,372円
	世帯別平等割額	24,720円	20,884円	△ 3,836円
後期高齢者支援金分	所得割率	2.46%	2.54%	0.08%
	被保険者均等割額	6,360円	10,536円	4,176円
	世帯別平等割額	7,680円	7,744円	64円
介護分	所得割率	2.74%	2.01%	△ 0.73%
	被保険者均等割額	13,800円	10,830円	△ 2,970円
	世帯別平等割額	—	4,991円	4,991円
計	所得割率	14.91%	11.39%	△ 3.52%
	被保険者均等割額	40,200円	49,778円	9,578円
	世帯別平等割額	32,400円	33,619円	1,219円
	1人当たり保険税額	71,107円	70,987円	△ 120円

【本市の考え方】

本市の平成30年度の国民健康保険税率は、現行税率のままで納付金を賄える見込みであること、また、低所得世帯への影響を考慮して、現行税率のまま変更しないこととする。